

としま国保だより

- ・豊島区の世帯数 146,664世帯
 - ・国保加入世帯数 61,996世帯
 - ・豊島区の人口 267,787人
 - ・国保加入者数 87,724人
- (平成23年5月1日現在)

健康を守るみんなの国保

豊島区区民部国民健康保険課
3981-1111(代表)

国民健康保険料納入通知書をお送りします

平成23年4月から平成24年3月までの年間保険料を、6月期から翌年3月期までの10回に分けて納付していただきます。

今回お送りする納付書は、全納分および6・7・8月期分です。9・10・11月期分は9月上旬、12・1・2・3月期分は12月上旬にお送りする予定です。

今回の通知書に限り、国民健康保険加入者の個人別保険料計算明細書を添付しています(年度途中で保険料の変更があった場合の通知書には添付されません)。

保険料は世帯主に納付義務があります。この個人別の明細書は、年間保険料額を計算するための参考としてご利用ください。なお、個人ごとの年間算定額は、端数調整や限度超過額を考慮していないため、合計額が世帯の年間保険料と合わない場合があります。

平成23年度から国民健康保険料の計算方法・料率が変わりました

平成23年度から国民健康保険料の計算方法が「住民税をもとに計算する方式」から「所得額をもとに計算する方式」に変わりました。平成23年度の保険料は、平成22年分の総所得金額等をもとに計算します。

総所得金額等が未決定の方や平成23年1月2日以降に他の区市町村から転入された方(*)への納入通知書は、均等割額のみで計算されています。総所得金額等が判明した時点で保険料を再計算し、改めて通知します。

収入がない方や、収入が少なく確定申告の必要はないとされている方でも、国民健康保険料等の算定のため、住民税の申告をお願いします。なお、公的年金のみの方、給与所得のみで住民税を給与から天引きされている方、区内同居所で住民税の申告をしている方(確定申告を含む)の扶養控除の適用を受けている方は申告の必要はありません。

住民税が未申告の場合、前年所得が一定基準以下の世帯の場合でも、均等割額の軽減が適用されないことがあります。

*平成23年1月2日以降に他の区市町村から転入された方については、現在前住所地の区市町村に総所得金額等の照会をしています。

《保険料の計算式》

あなたの世帯の国民健康保険料
(限度額77万円)

基礎(医療)分の保険料(限度額51万円)

世帯の中で国民健康保険に加入しているすべての方にかかります

所得割

加入者全員の
算定基礎額*

× 6.13% +

均等割

31,200円 × 加入者数

後期高齢者支援金分の保険料(限度額14万円)

世帯の中で国民健康保険に加入しているすべての方にかかります

所得割

加入者全員の
算定基礎額*

× 1.96% +

均等割

8,700円 × 加入者数

介護分の保険料(限度額12万円)

世帯の中で国民健康保険に加入している方のうち40～64歳までの方にかかります

所得割

該当する方の
算定基礎額*

× 1.47% +

均等割

13,200円 × 該当する方の人数

※算定基礎額=平成22年分の総所得金額等-基礎控除額(33万円)

ただし、算定基礎額は、保険料の経過措置(P2)により算出された金額になる場合があります。

国民健康保険では、40～64歳までの方に介護分の保険料がかかります

●40歳になるとき

40歳の誕生日の月(1日生まれの方は前月)から介護分の保険料がかかります。その月になると新たに介護分の保険料を計算し、加算した通知書をお送りします。

●65歳になるとき

65歳の誕生日の前月(1日生まれの方は前々月)までの介護分の保険料を、年間保険料として10回に分けて3月期までに納めていただきます。そのため、65歳以降の介護保険料と同時に支払いいただく期間があります。

[例] 10月に65歳になられる方の場合→4月～9月までの6か月分の介護分保険料を6月期から翌年3月期までの10回に分けて納めていただきます。

問い合わせ 資格・保険料グループ 3981-1929

年度途中で75歳になる方は、75歳の誕生月の前月まで国民健康保険料がかかります

●世帯の全員が75歳になる場合

単身世帯

4月から誕生月の前月までの保険料を計算し、6月から誕生月の前月まで納めていただきます。
※ただし、5・6・7月が誕生日の方は6月期1回で納付していただきます。

複数世帯

それぞれの方について、4月から誕生月の前月までの保険料を計算し、合算したものを、6月から世帯の中で最後に75歳になる方の誕生月の前月まで納めていただきます。

(例) Aさん・Bさんの2人世帯

Aさん(10月に75歳) 4～9月(誕生月の前月)までの保険料	+	Bさん(12月に75歳) 4～11月(誕生月の前月)までの保険料	=	世帯の1年間の保険料 6月期～11月期の6回で納めます
------------------------------------	---	-------------------------------------	---	--------------------------------

●世帯の一部の方が75歳になる場合

75歳になる方の方は、4月からその方の誕生月の前月分までの保険料を計算し、それ以外の方の分と合算したものを6月期から翌年3月期までの10回に分けて納めていただきます。

(例) Cさん・Dさん・Eさんの3人世帯

Cさん(5月に75歳) 4月(誕生月の前月)までの保険料	+	Dさん・Eさん(75歳未満) 4月～翌年3月までの保険料	=	世帯の1年間の保険料 6月期～翌年3月期の10回で納めます
---------------------------------	---	---------------------------------	---	----------------------------------

年度の途中で国民健康保険の資格を喪失した場合の保険料について

保険料は、4月から翌年3月までを1年間として計算しています。年度の途中で、他の健康保険に加入(*)・他の区市町村に転出・死亡等の理由で、国民健康保険の資格が喪失した場合は、資格がなくなった月の前月分までの保険料を再計算します。なお、計算の結果、不足分がある場合は、国民健康保険をやめた月以降でも、やめた月以前の保険料として請求する場合があります。

また、年度の途中で75歳となり、後期高齢者医療制度に移行する方がいる場合は、あらかじめ移行する月の前月分までの保険料で計算しています。

* 他の健康保険に加入された場合は、国民健康保険をやめる届出が必要です。会社等の健康保険証と国民健康保険証及び印鑑をお持ちになり、喪失手続きをお願いします。(喪失届に限り、郵送でも受付します。届出方法は【資格・保険料グループ 3981-1929】までお問合せください。)

保険料の経過措置について

平成23年度から保険料の計算方法が変わりました。それに伴い、平成23・24年度の2年間、経過措置を実施します。平成23年度は、算定基礎額を下記の段階に応じて減額し、所得割額を計算します。

●平成23年度の減額措置

対象者	算定基礎額
①住民税が非課税の方	平成22年分の総所得金額等－基礎控除額33万円から、その75%を減額
②住民税の課税標準額*1が100万円以下で平成22年分の総所得金額等－基礎控除額33万円が課税標準額の1.5倍を超える方	平成22年分の総所得金額等－基礎控除額33万円から、課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額
③住民税の課税標準額*1が100万円超で平成22年分の総所得金額等－基礎控除額33万円が課税標準額の1.5倍を超える方	平成22年分の総所得金額等－基礎控除額33万円から、課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額

※1 住民税の課税標準額＝前年分の総所得金額等－所得控除額の合計

※2 ①～③の経過措置の判定は、世帯の中の加入者ごとに行います。

※3 倒産・解雇・雇い止めにより離職した方の場合、申請により、算定基礎額及び課税標準額は、給与所得を100分の30として算定します。ただし、措置①の課税・非課税の判定は、軽減前の住民税課税状況に基づき判定します。

国民健康保険料の年金からの天引きについて

65歳から74歳の加入者で一定の条件を満たす世帯主の方については、保険料を年金から天引きさせていただく「特別徴収」を行っています。平成23年度の保険料は6月に決まりますが、4・6・8月期の保険料は前年度2月期と同額を仮徴収させていただき、保険料決定後10・12・2月期で平成23年度の年間保険料となるように調整します。なお、平成23年度より新たに特別徴収となる世帯には、7月中旬に通知します。

保険料均等割額の減額について

- 国民健康保険に加入している方の平成22年分の所得（加入していない世帯主及び特定同一世帯所属者※1分を含む）が一定基準以下の世帯は、下記のように、保険料の均等割額が減額になります。

※1 特定同一世帯所属者とは…後期高齢者医療保険への加入により国民健康保険の資格を喪失した方で、引き続き同じ世帯に属する方。（喪失後5年以内の方）

平成22年分の世帯の 総所得金額等の合計額	減額率	一人当たりの均等割額（年額）		
		基礎（医療）分	後期高齢者支援金分	介護分
33万円以下	7割	9,360円	2,610円	3,960円
33万円＋世帯主を除く加入者数※2 ×24万5千円以下	5割	15,600円	4,350円	6,600円
33万円＋加入者数※2 ×35万円以下	2割	24,960円	6,960円	10,560円

※2 加入者数には特定同一世帯所属者も含まれます。

- 75歳に達する社会保険加入者に扶養されていた前期高齢者（65歳～74歳）の方は、国保加入から当分の間、所得割を免除し、均等割額が2分の1に減額されます。

問い合わせ 資格・保険料グループ 3981-1929

倒産・解雇などで離職された方へ

倒産・解雇などによる離職や雇止めなどによる離職をされた方を対象に、保険料の軽減制度があります。軽減を受けるには申請が必要です。

◇対象となる方

国民健康保険の加入者で、次の①～③に該当する方です。

- ①離職日が平成21年3月31日以降
- ②離職日現在の年齢が65歳未満の方
- ③雇用保険受給資格者証の離職理由が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」に該当される方

◇軽減の内容

国民健康保険料を算定する際、失業されたご本人の給与所得を30 / 100とみなして計算します。

◇軽減する期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までで、平成22年度保険料より軽減します。

※平成21年度は対象になりません。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

◇申請方法

「雇用保険受給資格者証」と「保険証」をお持ちの上、国民健康保険課までお越しください。

問い合わせ 資格・保険料グループ 3981-1929

◇「限度額適用認定証」および「特定疾病療養受療証」の適用区分の算定について

前記の軽減を受けた方のうち、「限度額適用認定証」か、人工透析が必要な慢性腎不全による「特定疾病療養受療証」を申請された場合は、給与所得を100分の30とみなして適用区分を判定します。

この判定は離職日の翌日において行い、その翌月診療分から適用します。なお、毎月1月～7月診療分は前々年の所得状況で、8月～12月診療分は前年の所得状況で判定します。

また、前記の軽減を受けた方で、すでに「限度額適用認定証」か、人工透析が必要な慢性腎不全による「特定疾病療養受療証」をお持ちの方には、適用区分に変更の生じる場合のみ新しい証を送付いたします。

※高額療養費・高額介護合算療養費についても軽減対象者は同様の判定で行います。

問い合わせ 給付グループ 3981-1297

保険料の納付相談を行っています

保険料を納期限までに納められない場合は、納付方法（分割納付等）についてご相談ください。また、納期限までに保険料納付の確認ができなかった世帯に対し、納め忘れがないかを電話でお聞きしています。

問い合わせ 整理収納グループ 3981-1294
債権回収グループ 3981-1295

出産育児一時金の支給（42万円）について

国保加入者が出産したときに下記の支給方法により支給されます。妊娠85日以上であれば、死産・流産（医師の証明が必要）の場合でも支給されます。ただし、他の健康保険から出産育児一時金が支給される方（健康保険の加入期間が1年以上あり、退職後半年以内に出産された場合）には、国保からは支給されません。

◆支給方法

1. 「医療機関等への直接支払制度」を利用する場合

退院までの間に医療機関等と「直接支払制度」利用の合意を交わすことにより、42万円を限度として豊島区国保から医療機関等に直接支払います。ただし、出産費用が42万円以下であった場合、出産育児一時金42万円との差額は、後日被保険者の方から豊島区国保に請求していただくことになります。

2. 「受取代理制度」を利用する場合（平成23年4月1日から）

この制度を導入している医療機関等で出産する場合は、42万円を限度として豊島区国保から医療機関等に直接支払います。ただし、この制度を利用する場合は、事前に申請が必要となります。（申請は、出産予定日の2か月前から受付いたします。）

3. 「直接支払制度」・「受取代理制度」を利用しない場合

出産した後に、豊島区国保に出産育児一時金の支給申請をしていただきます。

※左記の1、2の制度を利用することにより、医療機関等で一度に多額の出産費用を現金で支払う必要がなくなります。

※医療機関等によっては、左記の1、2の制度を利用できない場合がありますので、出産される医療機関等にご確認ください。

問い合わせ
給付グループ
3981-1297

温泉で健康づくり

◎宿泊施設のご案内◎

◇電話で直接旅館にお申込ください。右の指定旅館利用券は、必要事項を記入し、宿泊当日旅館に提出してください。

地名	番号	旅館名	料金	予約先電話番号
群馬	八塩 1	八塩館	8,650円～	0274 (52) 2651
	草津 2	草津グリーンパークパレス	8,070円～	0279 (88) 3960
千葉	和田浦 3	花の宿 安田	6,800円～	0470 (47) 2697
神奈川	三浦 4	マホロバ・マインズ三浦	10,150円～	0120(046)891
新潟	六日町 5	心と体の保養の宿 龍氣	7,995円～	025(770) 2525
静岡	熱海 6	熱海偕楽園	12,750円～	0557 (80) 2111
	伊東 7	ホテル伊東ガーデン	10,650円～	0557 (36) 3841
山梨	甲斐 8	ホテル神の湯温泉	13,800円～	0551(28) 5000

◇下記施設は、予約専用電話でお申し込みください。

【予約専用電話：0570（057）009】

地名	番号	旅館名	料金
群馬	草津 9	リフレッツ草津	8,400円～
神奈川	箱根強羅 10	リフレッツ箱根強羅	
	箱根早雲 11	リフレッツ箱根早雲	
	箱根仙石原 12	リフレッツ箱根仙石原	
	箱根仙石小塚山 13	リフレッツ箱根仙石小塚山	
静岡	伊豆高原 14	リフレッツ伊豆高原	9,975円～
鳥取	大山 15	リフレッツ大山	
京都	京都 16	リフレッツ京都	

※料金は、1人あたりの料金です。宿泊人数や宿泊時期により料金に変更になります。予約時に必ず宿泊料金の確認をしてください。

豊島区国民健康保険 指定旅館利用券

施設名			
予約月日	月	日	受付者
申込者			国保記号
住所	豊島区		
利用人数	大人	名	小人
利用期間	月	日～	月
宿泊料金	大人	円	小人
			円

上記の利用について、当区との契約料金により宿泊をお願いします。

豊島区国民健康保険課

◎日帰り温泉施設のご案内◎

◇日帰り温泉施設の割引利用券を配布しております。

施設名	割引後の利用料金	割引利用券配布場所
東京染井温泉 Sakura(さくら) (豊島区駒込)	<割引は平日のみ> 12歳以上 1,050円 12歳未満 735円	国民健康保険課 東区区民事務所 西区区民事務所
豊島園庭の湯 (練馬区)	全日 1,935円 ※小学生以下 利用不可	
タイムズ スパ・レスタ (豊島区東池袋)	一般 2,100円 ※18歳未満 早朝利用 1,600円 利用不可 スピード利用 1,320円	
数馬の湯 (檜原村)	大人(中学生以上) 450円	
	小学生 200円	
もえぎの湯 (奥多摩町)	未就学児 無料	
	※「もえぎの湯」「瀬音の湯」「つるつる温泉」は時間制です。時間超過は別途料金がかかります。	
瀬音の湯 (あきる野市)	大人(中学生以上) 600円	
	小学生 200円	
つるつる温泉 (日の出町)	未就学児 無料	



問い合わせ
管理グループ
3981-1923